

令和 年（ ）第 号

意見書及び同意書

本件不動産について、入札又は競り売り以外の方法により売却することに異議ありません。

また、本件差押えの前に滞納処分による差押えがされている場合（本件申立後に、それが判明した場合を含む。）、本件不動産に対して、開始決定と同時に評価命令を発令することに同意します。

令和 年 月 日

申立債権者

印

福井地方裁判所 御中